

記述改めについて

『労働関係法のポイント』（平成 29 年 2 月発行）の記載について、誤解を生じやすいとの指摘があったため、下記のとおり、改めさせていただきます。

【該当箇所】

P 2 「クーリングされるのに必要な無契約期間（クーリング期間）」の
図の下の「注」

【現在の記述】

カウントの対象となる契約期間が 1 年未満の場合は、その直前の有期労働契約の契約期間の 2 分の 1 以上（1 か月未満の端数は 1 か月に切上げ）の無契約期間があれば、それ以前の有期労働契約は通算されません（詳細は厚生労働省令で定められています）。

【書き改め文】

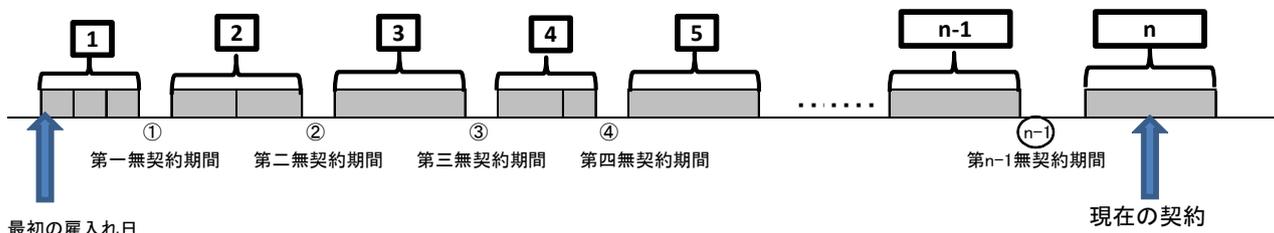
カウントの対象となる契約期間が 1 年未満の場合のクーリング期間の取扱いについては、複数の有期労働契約が連続してあるいは断続的に更新される様々なケースに応じて厚生労働省令で定められています。

※なお、詳細については、次頁（別紙）または下記 HP をご覧ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24F19001000148.html>

(別紙)

労働契約法第十八条第一項の通算契約期間
に関する基準を定める省令第1条第1項について



号	無契約期間の位置	次の基準を満たすときは、左欄の無契約期間の前後の有期労働契約が連続すると認められる
一	①（最初の雇入れの日後最初に到来する無契約期間）	①の期間が、 $\boxed{1}$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であるときは、 $\boxed{1}$ と $\boxed{2}$ が連続すると認められる。
二	②	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであるときは、 $\boxed{2}$ と $\boxed{3}$ が連続すると認められる。
	イ $\boxed{1}$ と $\boxed{2}$ が連続すると認められる場合	②の期間が、 $(\boxed{1} + \boxed{2})$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
	ロ イに掲げる場合以外の場合	②の期間が、 $\boxed{2}$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
三	③	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであるときは、 $\boxed{3}$ と $\boxed{4}$ が連続すると認められる。
	イ $\boxed{3}$ 以前の全ての有期労働契約が連続すると認められる場合	③の期間が、 $(\boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3})$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
	ロ $\boxed{2}$ と $\boxed{3}$ が連続すると認められる場合	③の期間が、 $(\boxed{2} + \boxed{3})$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
	ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合	③の期間が、 $\boxed{3}$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
四	④以降の無契約期間	当該無契約期間が、前三号の例により計算して得た期間未満であること。

※ ★印は「6か月を超えるときは6か月とし、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月として計算した期間とする。」の略。